

生駒市子ども子育て支援懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市における就学前教育の充実を図るに当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、生駒市子ども子育て支援懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 保育園と幼稚園の一体化に伴う基本的な方針に関すること。
- (2) その他市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政職員
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 懇話会の開催期間は、平成25年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、生駒市福祉健康部こども課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。